

府民のみなさまへ

新型コロナウイルスの感染拡大防止のためお願い

令和2年4月7日に緊急事態宣言が発出されたことを受けて、大阪府では、道路・河川の占用許可、道路・河川施設及び府営公園（住吉公園・住之江公園・大泉緑地・浜寺公園）の管理等、また、入札及び契約にかかる事務につきましても、以下の対応を取ることとなりました。

府民のみなさまにはご不便をおかけしますが、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止することを目的として

- ◎ 窓口の混雑を避けるため、土木事務所への来庁は、事前に日程調整のため、担当課へお電話をお願いします。
- ◎ 窓口で順番をお待ちいただく場合、庁舎内の廊下等で間隔をあけてお待ちいただくようお願いすることがあります。
- ◎ マスクの着用に努めていただきますようお願いいたします。

—可能な範囲でご協力いただきますようお願いいたします—

緊急事態宣言の発出を受けて、大阪府庁において、職員の配置体制が縮小される可能性があります。その場合は、占用許可の事務処理に通常よりも多くの時間を要することが考えられます。

みなさま方には多大なご不便とご迷惑をお掛けしますが、ご理解をいただきますよう重ねてお願いいたします。

大阪府鳳土木事務所

電話番号072-273-0123 FAX072-271-9446

〒593-8324 堺市西区鳳東町4丁390-1